

**国民健康保険証の更新
新しい保険証を郵送します**

現在使用中の国民健康保険証の有効期限は、平成20年7月31日です。7月末日までに新しい保険証（オレンジ色）を配達記録郵便で郵送します。で、8月からは新しい保険証をご使用ください。

留守などで保険証を受け取れなかった場合は、住所地の市庁舎市民課・各総合支所市民福祉課でお預かりしています。現在お持ちの保険証など身分を明らかにするものを持参の上、交換してください。

【有効期限が異なります】

■64歳の退職被保険者

65歳に到達した月の翌月から一般被保険者となるため、新しい保険証の有効期限は、誕生月の月末まで（1日生まれるの方は誕生日の前日まで）となっております。

一般被保険者となった後の保険証は、有効期限となっている月の下旬までに郵送する予定です。

■69歳の方

70歳に到達した月の翌月から所得に応じて医療費の負担割合が変わるため、新しい保

険証の有効期限は、誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで）となっております。

70歳となった後の保険証は有効期限となっている月の下旬までに郵送する予定です。

■74歳の方

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため、新しい保険証の有効期限は、誕生日の前日までが有効期限となっております。

後期高齢者医療制度の保険証は、誕生月の前月中に後期高齢者医療広域連合から送付する予定です。

■問合せ

○市庁舎本館市民課 市民係
TEL0897-52-1211
○各総合支所市民福祉課
市民係
市民生活係（東予）

市民生活係（丹原・小松）※制度や給付などについては市庁舎本館国保医療課国保係（TEL0897-52-1447）へお問い合わせください。

**国民健康保険・後期高齢者医療制度
入院時に適用される認定
証を交付します**

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税が非課税の世帯や一定の条件に該当する方に対し、市では、入院時の食事代を減額する「減額認定証」と、入院時の窓口の支払いを自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」の交付を行っています。

交付を受けるには申請が必要です。各認定証は、申請をした月の初日から有効となります。申請月前の食事代や自己負担額は対象となりませんので、各認定証が必要な方は早めに申請してください。

すでに認定証の交付を受けている方も、7月31日（休）が有効期限となりますので、7月23日（水）以降、早めに更新の申請をしてください。

■申請に必要なもの

- 印鑑
- 加入している保険証
- すでに交付を受けている方は減額認定証、限度額適用認定証
- 減額認定証の申請をする方

で、申請日から過去1年間の入院日数が90日を超える方は、入院日数を確認できる領収書

○平成20年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行された住民税非課税証明書または住民税課税証明書

■申請先

○市庁舎本館国保医療課 国保係（国保関連）
TEL0897-52-1447
医療係（後期高齢者関連）
TEL0897-52-1212
○各総合支所市民福祉課 市民係
市民生活係（東予）
市民生活係（丹原・小松）

**国民健康保険の特定健康診
査対象者の皆さまへ**

平成20年4月30日付交付の特定健康診査受診券に同封している『西条市内における特定健康診査「実施医療機関一覧表」』に記載のない市内医療機関で受診を希望される方は、希望される医療機関へ直接受診が可能かどうか、ご確認をお願いいたします。

■問合せ 市庁舎本館国保医療課 国保係

TEL0897-52-1447

愛情小包

**“土のめぐみ”
夏便**

西条市生活研究協議会丹原支部では、地元の野菜や漬物、柿ようかんなど、盛りだくさんに詰め込んだ愛情小包“土のめぐみ”夏便を7月23日（水）に発送します。

注文は1個3,000円（送料・消費税含む）で、7月14日（月）まで、生活研究グループ員、丹原総合支所農林水産課、丹原郵便局で受け付けています。

- 問合せ ○生活研究グループ員 TEL0898-64-0481（目見田）
TEL0898-68-6478、090-4787-3084（松木）
TEL0898-68-0249（桑村）

○丹原総合支所農林水産課 農林水産係 TEL0898-68-7300

都市部に暮らす人たちにも

安全で安心なふるさとの味を！